

宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付選定審査委員会設置要綱

令和 4 年 8 月 19 日

宇佐市告示第 229 号

(設置)

第 1 条 宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 31 日宇佐市告示第 98 号）第 6 条の規定に基づき、宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金の交付対象者を選定するため、宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定審査委員会は、補助対象事業の候補を選定し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 選定審査委員会は、次に掲げる 5 名をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総合政策課長
- (3) 商工振興課長又はその推薦を受けた者
- (4) 総合政策課企画調整係総括
- (5) D X 推進アドバイザー

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には総務部長を、副委員長には、総合政策課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選定審査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 選定審査委員会は、委員長が招集する。

2 選定審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査方法)

第 6 条 審査は、原則として書類審査による。ただし、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

2 選定審査委員会は非公開とする。

(庶務)

第 7 条 選定審査委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、選定審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。